

国連防災世界会議パブリック・フォーラム  
内閣府(防災担当)主催  
「防災とボランティアのつどい」  
メッセージ

2015.3.15

丸谷 浩明 経済学博士  
東北大学 災害科学国際研究所 教授



## 1. 東北大学災害科学国際研究所



2

## 2. 阪神・淡路大震災のボランティア活動



3

## 3. 阪神大震災後のボランティアの位置付け

- ◆ **阪神・淡路大震災**(1995年1月17日発生)は、ボランティア活動の防災上の重要性を広く認識する契機「**ボランティア元年**」と呼ばれた。
- ◆ 国の中央防災会議で**防災基本計画を改定**(1995年7月)：「**防災ボランティア活動の環境整備**」及び「**ボランティアの受入れ**」に関する項目創設
- ◆ **閣議了解**(1995年12月15日)：「**防災とボランティアの日**」(毎年1月17日)「**防災とボランティア週間**」(〃 1月15日～21日)
- ◆ さらに、**災害対策基本法を改正**(1995年12月)

4

## 4. 阪神大震災後のボランティアの法改正

### ◆ 災害対策基本法を改正 (1995年12月)

(施策における防災上の配慮等)

第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであると問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

→ 「ボランティア」という言葉が、わが国の法律に明記されたのはこれが初めて

5

## 5. 東日本大震災のボランティア活動

陸前高田市災害VC(岩手県陸前高田市)



亙理町災害VC(宮城県亙理町)

出典:全国社会福祉協議会「東日本大震災  
災害ボランティアセンター報告書」  
[http://www.shakyo.or.jp/research/2011\\_pdf/11volunteer.pdf](http://www.shakyo.or.jp/research/2011_pdf/11volunteer.pdf)

6

## 6. 東日本大震災における教訓

◆ 東日本大震災(2011年3月11日)は、災害ボランティア活動の位置づけを見直すきっかけとなった

◆ 中央防災会議「防災対策推進検討会議」中間報告(2012年4月)では、教訓として、以下のように記述

➢ 防災ボランティア活動の受援側である被災地において、ニーズの把握・発信が容易にできないなど、ボランティアの受入れ体制が速やかに整えられなかった

➢ 被災地情報の不足や車両の燃料不足等もあって、防災ボランティア活動の支援側である被災地外の各ボランティア団体の活動方針や連携体制が速やかに整えられなかった

7

## 7. 東日本大震災後の法改正

### ◆ 災害対策基本法を改正 (2013年6月) :

新設

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

⇒ 今後、この「連携」をどのように進めるのかがきわめて重要

8